

東海旅客鉄道株式会社精神障害者旅客運賃割引規則の一部改正（往復乗車券及び連続乗車券の発売終了等に伴う改正）

現 行	改 正
<p data-bbox="591 244 667 272">(前略)</p> <p data-bbox="159 288 286 317">(取扱区間)</p> <p data-bbox="143 331 1111 403">第5条 精神障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p data-bbox="174 418 1111 533">(1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互区間とする。 ただし、精神障害者が普通乗車券によって単独で乗車船する場合は、<u>片道の</u>営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。</p> <p data-bbox="577 547 680 576">(以下略)</p>	<p data-bbox="1585 244 1662 272">(前略)</p> <p data-bbox="1153 288 1281 317">(取扱区間)</p> <p data-bbox="1137 331 2105 403">第5条 精神障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p data-bbox="1169 418 2105 533">(1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互間とする。ただし、精神障害者が普通乗車券によって単独で乗車船する場合は、営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。</p> <p data-bbox="1572 547 1675 576">(以下略)</p>

附則

この通達は、2026年3月14日から施行する。